

長野市立公民館のあり方について

～進捗状況の報告～

1 経過

- ◆ 政策会議(H29.4.21)検討開始の方針決定
- ◆ 社会教育委員会議(H29.7月.11月.12月)諮問、審議、答申
- ◆ 住自協との意見交換(H29.7月～H30.2月)
- ◆ 部長会議(H30.2.9)《市立公民館のあり方についての方針決定》
 - 《決定事項》 ① 公民館の利用上の制約を緩和
 - ② モデル地区設定による試行を実施

2 社会教育委員会議答申と市の方針

【長野市社会教育委員会議答申(12月20日)】

- ・多様化した住民ニーズを踏まえ、地域の拠点施設としてより地域活動に活用できるように、利用上の制約を緩和することが適当である。
- ・各地域の実情を鑑み、地域の特性を十分考慮する必要がある。モデル地区設定による試行を実施し、課題を洗い出すとともに、その対応を図りつつこれからの時代に合った制度を導入することが望ましい。

※ 住民自治協議会の意見や、社会教育委員会議の答申内容を踏まえ、直営、指定管理の中から地域性、施設規模、利用頻度等を勘案して、モデル館数館を選定し、地区と協議をしながら進める。

3 モデル実施に向けた動き

＜モデル館(移行を図る施設)＞

- ① 市が直接運営 2館 住民自治協議会説明済み(調整済)
- ② 指定管理者が管理運営 2館

※指定管理者として管理運営する地区で運営に関して検討中

- モデル実施には、公民館条例とは別に新規に条例を制定する。
- 条例には、設置目的、許可の制限、使用料、運営審議会の設置等について、明記する予定。